キャッシュカード振込機能の
一部利用制限について

~ 詐欺被害からお客さまをお守りするために~

日頃は大分県内の信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

大分県内の信用金庫で組織する大分県信用金庫協会では、ATMの操作に不慣れな高齢者の方を言葉巧みに誘導してATMで預金を振込ませる特殊詐欺への対応策として、平成29年より7 0歳以上のお客さまを対象に県内信用金庫のキャッシュカード振込機能の一部を利用制限させていただいております。

しかしながら、大分県内において65歳から69歳までの年齢層でもATMを利用した特殊詐欺被害が増加していることから、下記のとおり利用制限の対象年齢を65歳以上に変更させていただきます。

対象となるお客さまには、大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1. 対象となるお客さま ※(1)と(2)の両方に該当するお客さまの口座
 - (1)満65歳以上のお客さま
 - (2)過去3年間にATMでのキャッシュカードによる振込をご利用されていない口座
- 2. 利用制限の内容

ATMでの振込限度額を「O円」とさせていただきます。

※キャッシュカードによるATMでの、お振込みができなくなります。

3. 対応開始日

令和5年8月21日(月)より

4. キャッシュカードでのお振込みを希望されるお客さま

対象となったお客さまがキャッシュカードによるお振込みを希望される場合は、平日の営業時間内にお取引金庫の窓口へキャッシュカード、お届け印およびご本人確認書類をご持参のうえ、お申し出ください。

本件に関するお問い合わせは、お取引の各信用金庫窓口にお問い合わせください。

大分県信用金庫協会





